

## 令和7年度 第2回 豊明市都市計画審議会会議録

日時 令和7年12月17日(水)午前10時00分～午前11時55分  
場所 豊明市役所 本館3階 会議室1  
出席者 委員：井澤知旦、伊藤洋、中掘隆一、酒井克俊、安江真理子、  
長谷川寿一、原田一也、加藤敦、樋口俊雄  
幹事：伊藤正弘行政経営部長、川島康孝市民生活部長、  
星子恭士経済建設部長  
事務局：中田都市計画課長、日比野課長補佐、神谷課長補佐、  
近藤係長、古川係長、奥村主査、蟹江主査、手塚技師、  
楠名技師補、秋永学校教育課長  
欠席者 委員：伊藤和義

### 1 議題

- (1) 名古屋都市計画 学校の変更(市決定)
- (2) 名古屋都市計画 生産緑地の変更(市決定)

### 2 報告

- (1) 豊明市立地適正化計画の軽微な変更

### 3 その他

#### ◆議事

事務局： それでは、以降の進行につきましては、豊明市都市計画審議会条例の第7条第2項に基づき、会長が議長を務めることとなっておりますので、議事進行を井澤会長にお願いいたします。

会長： ここから会議の進行を担当させていただきます。井澤と申します。円滑で闊達な議論ができますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは議事に入ります前に傍聴者の確認をしたいと思います。

本日の傍聴希望の方は、おられますか。

事務局： 3名の傍聴希望の方がいらっしゃいます。

会長： ここで、お諮りします。

ただいま、3名の方から傍聴の申出がありました。

傍聴を認めることにご異議ありませんか。

委員：（各委員より異議なしの声）

会長：異議なしということですので、傍聴者の入場を認めます。

（傍聴者入室）

事務局：傍聴者各位に申し上げます。本日の傍聴につきましては、これよりお伝えする点について、十分ご留意いただきたいと思います。先ほど傍聴受付時にお渡しした傍聴に関する注意事項について説明させていただきます。

まず、傍聴される方は次のことを遵守してください。

- 1、みだりに傍聴席を離れないこと。
- 2、私語、談話、拍手等の行為をしないこと。
- 3、議事に批評を加えたり、賛否の表明をしないこと。
- 4、飲食、喫煙をしないこと。
- 5、会議の録音、撮影をしないこと。
- 6、原則、会議資料は配布しますが、会議終了後に回収をします。撮影等は禁じます。個人情報等を含む場合、傍聴人の方に資配布をしないことがあります。
- 7、その他会議の妨害となるような行為はしないこと。

以上、ご説明させていただいた注意事項を、遵守されない場合は退場いただく場合もありますので予めご承知ください。

よろしく願いいたします。

会長：続いて議事録の署名者2名を選出いたします。初回より席順でお願いしております。前回の議事録署名者が9番の委員と、1番の委員に担当していただきました。今回は、2番の委員と、3番の委員に議事録署名をお願いしたいと思いますですがよろしいでしょうか。

委員：（各委員より異議なしの声）

会長：今回の議事録署名については、2番と3番の委員にお願いします。それでは、議題に入りたいと思います。

議題事項（1）名古屋都市計画 学校の変更（市決定）資料第1号について説明者より説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

事務局：（配布資料により説明）資料第1号

会長：ただいま、担当者の方から資料説明がございました。

先ほど学校数を8校と説明されましたが9校でしょうか。

事務局：はい、8校から9校に訂正します。

会 長： つまり市内の小中学校は全部で11校あるけれども、今回の都市計画決定の対象は9校。三崎小学校と豊明中学校の2校は20年後に複合化する計画が謳われているので都市計画決定からは除いているということでいいでしょうか。

事務局： はい。その通りです。

会 長： これを行うことでどのような利点がありますか。

事務局： 地域の都市基盤である学校を将来に渡って安定的に存続させるために都市計画決定をして整備をしていくものです。

会 長： 今後も将来に渡って維持していくことで、地域の防災拠点や教育拠点に位置付けることができるということですね。

事務局： そうですね。公共施設の使い方が多様化していく中で計画的に維持修繕していくために今回都市計画決定をしたいというものです。

会 長： 事務局より説明がございましたがこれについてご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

委 員： 三崎小学校と豊明中学校は都市計画決定の対象から現在は除かれるとのことでしたが、三崎小学校と豊明中学校の一体化計画は以前からございました。これを20年以内に整備する計画とのことでしたが、現在何年経過していますでしょうか。

会 長： 事務局いかがでしょうか。

事務局： 2031年から2040年までを計画期間としており、先に申し上げた20年以内に包含されているため今回の都市計画決定からは除かれています。

委 員： 現在は計画策定から何年経過して、どのような進捗状況なのかを教えてください。

監 事： 公共施設中期整備プランというものが2022年4月に策定されているので、3年前に策定されて、そのプランの中で一体整備をするという計画が定められたばかりなので、現時点ではそれ以上の進捗はありません。

委 員： はい、ありがとうございます。

会 長： その他、いかがでしょうか。

委 員： 沓掛小学校についてプールが土砂災害警戒区域内であるとのことと外されていると思うのですが、更衣室は区域内になっている。更衣室とプールは一体のものだと思うのですが、あえて分けた理由は何かありますか。

事務局： 今回都市計画を決定する区域は施設で分けたわけではなく、筆界で区域を設定しております。

委員：そもそも土砂災害警戒区域は筆界で指定されているのでしょうか。

事務局：土砂災害警戒区域は筆界で指定されているものではございませんが、プールの位置は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域にかかっています。

委員：すると更衣室は区域外ということでしょうか。

事務局：更衣室は土砂災害特別警戒区域の区域外です。

委員：わかりました。

会長：将来的にプールの移動もあり得るのでしょうか。

事務局：例えばプールの位置を変更して新たに都市計画決定の区域を広げる変更を行うのも可能ですし、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の対策工事などを行うことでプールも都市計画決定の区域に含めることも可能です。

会長：土砂災害の危険が大きいため、対策工事を行ってもなんともすることができないという場合は施設の移動もあり得るかもしれないし、対策工事をしっかりと行うことでプールが今後安全に使えるかもしれないということで柔軟性を持った都市計画の決定であるということですね。

その他、いかがでしょうか。

委員：令和2年度から改修が可能になったとのことですが、学校施設環境改善交付金とは何か関係してくるのでしょうか。

事務局：今回はあくまで都市計画決定をするのみですので、事業に関する財政的な面は直接関係しないです。

委員：今後はいかがでしょう。

監事：財源的な面でのお話で、文部科学省の交付金の対象事業であれば、都市計画決定の是非に関わらず充当は可能です。つまり事業として何を行うかが交付金の対象事業になるか否かを分けております。都市計画決定をすることでどのような利点があるかということ言えば、一般財源ではありますが都市計画税を充てるという選択肢がでてくるということでございます。

委員：わかりました。

会長：その他、いかがでしょうか。

委員：5割以上の小中学校が建築されてから50年以上経過している中、都市計画に位置付けることにより今後安定的に改修することができるという説明でしたが、具体的にはどのようなことでしょうか。

事務局：学校施設の個別施設計画で計画的に整備をしていく旨公表されているところですが、個別施設計画だけでなく都市計画にも計画的に

整備していく旨を謳うために今回都市計画決定を行うものです。  
現時点においても個別施設計画で計画的に整備する内容については謳ってあります。

委員： 改修工事とかですよ。

事務局： そうです。何の工事を何年に行うというものです。

委員： 分かりました。ありがとうございます。

会長： その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員： (一同、意見なし)

会長： それではご意見、ご質問が一通り出たということですのでこの議題事項(1)についてお諮りしたいと思います。

原案の通り9校の小中学校を都市計画学校にするということについて承認することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手の方をよろしくお願いいたします。

委員： (全員挙手)

会長： 本案件は、出席者全員賛成ということで原案のとおり承認することとします。よろしくお願いいたします。

それでは次に議題事項(2)名古屋都市計画 生産緑地の変更(市決定)資料第2号について説明者より説明をお願いしたいと思います。傍聴の方に見せても問題はないですか。

事務局： 都市計画審議会終了後に回収しますので問題ございません。

会長： 分かりました。それでは説明者より説明をお願いします。

事務局： (配布資料により説明) 資料第2号

会長： 一部解除も含めて5つの生産緑地が解除されることとなります。農業従事者の死亡による解除が2箇所、農業従事者の故障による解除が1箇所、生産緑地に指定されてから30年以上経過し、今後生産緑地として維持していかないことによる解除が2箇所ということでございます。一部除外もあるので完全解除の地区数でいうと4箇所でございますが、生産緑地法の手続き上問題なく進んでいるので、この都市計画審議会の議を経て、愛知県と協議し、都市計画変更を行っていくということですね。これについてご意見、ご質問があればよろしく申し上げます。

こういう都市計画の変更について毎年1回は行うことになるのでしょうか。

事務局： 前年度に申出があれば、都市計画審議会に付議することになります。

す。

会 長： 何も申出がなければ審議をすることはないけれども、申出があれば審議していくということですね。

それでは改めて、これについてご意見、ご質問があればよろしくお願ひします。

委 員： 資料第2号で12番は一部生産緑地を解除ということで、その理由は農業従事者の故障との説明でしたが、経緯を含めてもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

事務局： 全てを耕作することはできないけれども、一部は生産緑地のまま残り、耕作したいという申出であったため一部解除としております。

委 員： ということは、今後ほかの生産緑地の所有者の方で一部のみ解除したいということであればそれは可能ということでしょうか。

事務局： 生産緑地であるための要件で最低面積が500㎡と決まっておりますので、その面積を下回らなければ可能ではあります。

委 員： 分かりました。ありがとうございます。

会 長： その他いかがでしょうか。

委 員： これら全て市街化区域内かと思ひます。「不成立」という文言があったかと思ひますが、不成立の場合は所有者が自由に土地の活用を行うことができるという理解でよろしいでしょうか。

事務局： その通りです。

委 員： 市は買取をしないのでしょうか。

事務局： 当然庁内で買取申出の周知は行っておりますが、買取申出の期間内では申出がありませんでした。

委 員： 分かりました。

会 長： 不成立とありましたがこの正式な用語はなんなのでしょうか。

事務局： 生産緑地の買取申出手続きは、申出から3か月で行わなければなりません。制限解除の申出を受け、まず1か月以内で愛知県や市の中で公共用地等として利用希望の調査を行います。希望がなければその後生産緑地としてのあつせんを農業委員会に依頼することになります。誰も農業をする人がいないということであつせんが不成立になり、申出から3か月が経過すると生産緑地が制限解除され、今まで制限されていた建築行為等ができるようになります。

会 長： 「あつせんの不成立」ということですね。

委 員： (公共用地等の利用希望がなければ、) 農地として使用しなければならないということですね。

事務局： 生産緑地として指定されていると農地として使用していただくこ

とになりますので農業委員会の方で農業従事者を募集することになります。そこでも誰も手が挙がらなければ制限解除することになります。

委員： 分かりました。

会長： 愛知県、市で公共施設として使用することがないか調査して、希望がなければ不成立。農業委員会に依頼し農業従事者を募集して、希望がなければやはりこれも不成立ということで、委員が先ほどおっしゃられた不成立とはこれを指していたということですね。

委員： はい。

会長： 分かりました。その他、いかがでしょうか。

委員： 近年の傾向ですとだんだん生産緑地は減少するものと思いますが、現時点では市内の生産緑地は何パーセント減少するのでしょうか。

事務局： まず、生産緑地が増えるのは、市街化区域に編入するときしか基本はございません。

委員： そういうことですね。やはり年々だいたい減ってきているんですね。

事務局： 所有者様の事情により今後やはり少しずつ減少していくと思います。パーセンテージでいえば、令和4年に特定生産緑地に再指定するにあたり、令和2年2月時点で意向調査を行っておりまして、その際には生産緑地から特定生産緑地へ指定する意向がある方が全体の77パーセントでした。

委員： はい。地図を見ると生産緑地の位置はかなりばらけておりますが、農業を続けるうえでも、防災の観点からも生産緑地は必要なものだと認識しているのでどんな傾向かが気になったところでした。

会長： 資料第2号の2ページ上段を見ると、生産緑地の面積の変更前と変更後が記載されておりまして、その面積の変化は5.3ヘクタールから0.3ヘクタール減るということですので、計算すると6パーセント弱減るということです。指定当初の数字は資料にないのでわかりませんが。今回は6パーセント弱減るということです。

委員： 分かりました。ありがとうございます。

会長： その他、いかがでしょうか。

5箇所4団地、1箇所は一部解除でございますので5箇所5団地でなく、5箇所4団地ということです。愛知県、市への買取申出、農業委員会から生産緑地としてのあっせんという手続きを行い、誰からも手が挙がりませんでした。必要な手続きを踏み、問題がないため、今回の都市計画審議会に付議されておりますが、ご意見、ご質

問はございませんでしょうか。

委員：（一同、意見なし）

会長： それではこの議題事項（２）についてお諮りしたいと思います。  
原案の通り承認したいと思いますですが賛成の方は挙手の方をよろしく  
お願いいたします。

委員：（全員挙手）

会長： 本案件は、出席者全員賛成ということで原案のとおり承認すること  
とします。よろしくお願いいたします。

以上で本日付議されました案件は終了いたしました。

続いて報告事項（１）豊明市立地適正化計画の軽微な変更について  
資料第３号をもって説明者より報告をしていただきたいと思いますと思いま  
す。よろしくお願いいたします。

事務局：（配布資料により説明）資料第３号

会長： ただいま事務局よりご説明ありました内容につきまして、何かご意  
見ご質問ございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょう  
か。

委員： 公園内の遊戯施設の基数は現状と比べて増減はどうなるのでしょ  
うか。

事務局： 公園の中にある遊戯施設の全てを改修するものと謳っているもの  
ではございませんが、現在ある基数は維持したまま改修するものと  
考えていただければと思います。

委員： 基数は変わらないということでしょうか。

事務局： 変わりません。

委員： 分かりました。

会長： その他、いかがでしょうか。

施設としては１２公園追加して、公園の事業は１７事業追加してお  
りますが、数の違いについての説明を改めてお願いします。

事務局： 例えば、９３ページの２・２・２３１４号の山ノ神公園、令和６年  
８月１６日に愛知県同意を得て９５ページの１１番でその事業を  
謳っておりますが、令和７年１１月１４日に愛知県同意を得て、９  
６ページの８番で事業を引き続き記載しております。公園の数は変  
わりませんが事業のみを追加しているため公園数と事業数は一致  
しません。

会長： わかりました。公園数と事業数が一致しないのはそういう理由があ  
ってのことですね。

委員： 同じ公園でも事業が違うので重複しているということですよ。

事務局： はい。同じ公園でも違う事業を行うということです。

会長： その他いかがでしょうか。

委員： （一同、意見なし）

会長： ではご質問もないようですので、その他として事務局の方から何かありますか。

事務局： 1点、今回老朽化した都市施設の改修ということで豊明市立地適正化計画に追加しております。先ほど審議いただいた名古屋都市計画学校につきましても最終的に追加しますのでよろしくお願ひいたします。加えて、ただいま第4次豊明市都市計画マスタープランを策定しておりますが、今後豊明市立地適正化計画もこれに含まれることとなりますので補足します。

会長： 現在、豊明市立地適正化計画では道路と公園が謳ってありますが、将来的には、小中学校も都市施設として今後記載する予定ということですね。

会長： その他いかがでしょうか。

委員： （一同、意見なし）

会長： その他ご意見ご質問もないようですので、以上で本日の議事はすべて終了いたしましたので、事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局： ありがとうございます。

委員の皆様におかれましても、貴重なご意見、ご質問いただき誠にありがとうございました。

本日の議事録につきましては、議事署名者及び会長にご確認をいただき、議事録署名を頂いた後に郵送させていただきます。

また、本日の報酬につきましては、ご指定の口座に振り込ませていただきますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

最後になりますが、次回の都市計画審議会は令和8年2月中旬頃を予定しておりますので、開催日時等が決まり次第改めてご連絡いたします。

これをもちまして令和7年度第2回豊明市都市計画審議会を終了させていただきます。

午前11時55分 会を終了した。

この会議録が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長 ⑩

署 名 ⑩

署 名 ⑩